

江府町条例第10号

江府町職員等の旅費に関する条例の一部の改正をここに公布する。

令和7年3月25日

江府町長 白石 祐治

江府町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

江府町職員等の旅費に関する条例（昭和46年江府町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3箇月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族</u></p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p>

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は条例で定める外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

(8) 外務公務員法（昭和27年法律第41号）第23条の規定により休暇帰国を許された者が在勤地と本邦との間を旅行する場合には、当該職員

3～6（略）

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、宿泊手当、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2～5（略）

（削る）

6（略）

7 宿泊手当は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8～15（略）

（新設）

（新設）

3～6（略）

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2～5（略）

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7（略）

（新設）

8～15（略）

(旅費の計算)

第9条 旅行者が同一地域(第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について宿泊料の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について宿泊料の10分の2に相当する額を宿泊料の額から減じた額による。

2 (略)

第11条 1日の旅行において、宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料を支給する。

(削る)

(宿泊料)

第18条 (略)

(宿泊手当)

(旅費の計算)

第9条 旅行者が同一地域(第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 (略)

第11条 1日の旅行において、日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

(日当)

第18条 日当の額は、別表の定額による。

(宿泊料)

第19条 (略)

(新設)

額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) (略)

(3) 第1号アからウまでの規定により____宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 (略)

別表 (第17条—第22条、第25条関係) 内国旅行の旅費

1 車賃、宿泊手当 及び食卓料

区分	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊手当 (1夜につき)	削る		食卓料 (1夜につき)
			削る	削る	
削る	37円	2,400円	削る	削る	2,200円

備考

1

額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) (略)

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 (略)

別表 (第17条—第22条、第25条関係) 内国旅行の旅費

1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			県内	県外	
6級以下の職務にある者	25円	2,200円	9,800円	10,900円	2,200円

備考

1 片道路程50キロメートル未満の地域に旅行をする場合に

おける日当（公務の都合による宿泊の場合を除く）は、支給しない。

ただし、公共交通機関等の利用又は5時間以上の旅行の場合、半日当とする。

2 第1に規定する地域は、町長が別に定める。

3 公用車等により旅行する場合は、第1の規定を除き半日当とする。

4 公用車等による旅行で宿泊を要するの場合は、第1の規定にかかわらず1日当り半日当とする。

2 移転料

区分	鉄道5 0キロ メ トル 未満	鉄道5 0キロ メ トル 以上1 00キ	鉄道1 00キ ロメ トル	鉄道3 00キ ロメ トル	鉄道5 00キ ロメ トル	鉄道1,0 00キロ メ トル	鉄道1,5 00キロ メ トル	鉄道2, 000キ ロメ トル
----	-----------------------------	-------------------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

2 移転料

区分	鉄道5 0キロ メ トル 未満	鉄道5 0キロ メ トル 以上1 00キ	鉄道1 00キ ロメ トル	鉄道3 00キ ロメ トル	鉄道5 00キ ロメ トル	鉄道1,0 00キロ メ トル	鉄道1,5 00キロ メ トル	鉄道2, 000キ ロメ トル
----	-----------------------------	-------------------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

	ル未 満	トル 未満	トル 未満	トル 未満	ト ル未 満	ト ル未 満	ト ル未 満
4級以上の 職務にあ る者	79,000 0円	91,000 0円	112,000 0円	139,000 0円	185,000 0円	194,000 0円	241,000 0円
3級以下の 職務にあ る者	69,000 0円	80,000 0円	98,000 0円	121,000 0円	161,000 0円	169,000 0円	210,000 0円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

(新設)

(新設)

	ル未 満	トル 未満	トル 未満	トル 未満	ト ル未 満	ト ル未 満	ト ル未 満
4級以上の 職務にあ る者	79,000 0円	91,000 0円	112,000 0円	139,000 0円	185,000 0円	194,000 0円	241,000 0円
3級以下の 職務にあ る者	69,000 0円	80,000 0円	98,000 0円	121,000 0円	161,000 0円	169,000 0円	210,000 0円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

3 宿泊料

区分	宿泊料(1夜につき)
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円

山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円

三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円

長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

備考 別表の宿泊料を越える負担が生じる場合において、特別な事情があると認められる場合に限り、実費支給とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。